

# 別海町地域おこし協力隊募集要項 (インナープロモーション活動 雇用型)

## 1 募集背景

人口減少により、人と人とのつながりが希薄化し、町民同士による支えあいの力が低下傾向にあります。この解消に向け、広報別海および町公式SNS等によるインナープロモーションを強化し、地域の魅力を町内外に広く発信することで、住民の地域への関心と理解を深め、人と人とのつながりの強化につなげたいとの目的から、プロモーションに長けた人材を募集します。

## 2 募集人数及び任用形態

1名 雇用型

## 3 活動内容及び活動場所

### ＜活動内容＞

- 町公式LINEに係る業務
  - LINEメッセージ作成、配信管理
- 町公式ホームページに係る業務
  - ホームページ記事作成、公開管理
- 町広報誌編集業務
  - 記事の作成業務、各種入稿記事の校正業務
- その他、町内イベント等取材、プロモーションに関する企画運営等

### ＜活動場所＞

別海町役場（北海道野付郡別海町別海常盤町280）

## 4 募集対象

### ■ 下記の条件をすべて満たす方に限ります。

#### (1) 次のアからイの要件のいずれかに該当する方

- ア 3大都市圏、政令指定都市、県庁所在地、中核市等（過疎・山村・離島・半島地域以外の都市地域）に住民票を有する方
- イ これまで地域おこし協力隊として2年以上活動し、かつ、解嘱から1年内の方

- ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JET プログラム」という。）  
参加者として2年以上活動し、かつJET プログラム終了から1年以内の方
- エ 海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方

アの詳細は、こちらの「[特別交付税措置に係る地域要件確認表](#)」でお住まいの自治体をご検索ください。

- ・「都市地域」の場合 → 要件を満たしています
- ・「一部条件不利地域」の場合  
→ お住まいの地域が条件不利地域外であれば要件を満たしています  
条件不利地域の該当・非該当はお住まいの市区町村にお問合せください

- (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方
- (3) 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方
- (4) 地域おこし活動に意欲と情熱を持ち、積極的に活動できる方
- (5) 地域住民と協力しながら意欲的に活動でき、積極的に企画・提案ができる方
- (6) 自治会に加入し、地域住民と円滑な関係を構築できる方
- (7) 委嘱後、直ちに別海町に生活の拠点と住民票を異動させることができる方
- (8) ワード、エクセル等の基本的な操作ができる方
- (9)
  - ・Photoshop や Illustrator などデザイン系ソフトの基本操作ができる方  
（どちらかが操作できれば問題ありません）
  - ・CSS の基礎知識をお持ちの方
- (10) 普通自動車免許を有している方又は取得見込の方
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）  
第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者に該当しない方
- (12) 任期終了後、業務経験等を活かした就業又は起業を目指し、地域に定着することを目標とする方
- (13) 外国籍の場合は、日本語検定 3 級以上のレベルを有し、会話、テキストともに日本語でのコミュニケーションが取れる方

## 5 勤務条件

### ■ 身分

別海町会計年度任用職員（第2号）として任用します。

### ■ 任用期間

任用日（※1）から令和8年3月31日までとします。

（年度ごとの任用により、最初の任用の日から最長3年まで更新することができます。）

※1 任用日は、隊員候補者と町が協議したうえで決定した日とします。

※2 職務怠慢や非行など、地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であっても解雇することがあります。

### ■ 給与

月額 325,000円

※ 時間外勤務手当、通勤手当は別途支給します。会計年度任用職員はその他の扶養手当、住宅手当、寒冷地手当等は支給対象外となります。

### ■ 活動日

勤務日数は、月曜日から金曜日までの週5日とし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月31日から翌年の1月5日まで）は休日とします。ただし、活動のため休日の勤務が必要な場合は、平日に休日を振り替えることができます。

### ■ 活動時間

活動時間は、午前8時45分から午後5時30分までとし、正午から午後1時までは、休憩時間とします。

また、活動のため時間外の勤務が必要な場合は、規程に基づき、時間外勤務手当を支給します。

### ■ 待遇・福利厚生

- ① 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。給与から本人負担分が差し引かれます。
- ② 役場庁舎内の勤務で使用する端末が貸与されます。
- ③ 勤務時間中の車両は、原則として公用車を使用します。
- ④ 住居は民間アパート等を斡旋します。（住宅料、光熱水費は自己負担となります）
- ⑤ その他活動に要する経費や研修旅費は、予算の範囲内で支給します。
- ⑥ 転居に伴う費用は、自己負担となります。
- ⑦ 規程に基づき有給休暇、特別休暇等を付与します。（年次休暇20日など）

## ■ 副業

原則として認めていませんが、任期中の協力隊活動に影響を及ぼさず、かつ任期終了後の定住に関連するもので、町長が認めた場合は許可します。

## 6 応募方法

### ■ 提出書類

- ① 「履歴書」（任意書式。ただし、顔写真貼付のものとします。）
- ② 「職務経歴書」（任意書式）

### ■ 提出方法

下記の電子フォームから応募してください。

<https://logoform.jp/f/falSf>



- ※ ①②は電子フォームに原則 PDF で添付してください。
- ※ 取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、目的以外に使用することはありません。
- ※ 内定後、地域要件を満たしているかを確認するため、住民票の写しの提出を求めます。

### ■ 募集期間

令和8年1月30日（金）まで

※ 応募状況等に応じ、募集期間を短縮又は延長することがあります。

## 7 選考方法

### ■ 第1次選考（書類選考）

提出書類による選考を行います。

希望に応じて、町担当者等とのカジュアル面談（WEB）を行います。

第1次選考結果は、随時応募者にメールで通知します。

### ■ 第2次選考（面接選考）

第1次選考合格者を対象に、個人面接（WEB）を行います。

第2次選考の日時については、応募者との調整の上決定します。

※ 応募前にWEB面談を実施することも可能です。

※ WEB面談等を受けるために必要な機器の用意、システム使用料、通信料等は、応募者負担となります。

■ 別海町地域おこし協力隊員の決定

第2次選考により、別海町地域おこし協力隊員を内定します。第2次選考結果は、メールで通知します。

8 問い合わせ先

〒086-0205

北海道野付郡別海町別海常盤町 280  
別海町役場

町 HP : <https://betsukai.jp/>

総合政策部地域創生課（担当：成田（なりた））

TEL : 0153-74-9502（直通）

E-mail : [regional-hr-st@betsukai.jp](mailto:regional-hr-st@betsukai.jp)